

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉本部医務課

法令名	医療法			法令の番号	昭和23年法律第205号				
許認可等の種類	開設許可事項の変更許可（診療所の病床の増床を伴わない場合）			根拠条項	第7条第3項				
審査基準	病院等の開設許可の審査基準と同じ。								
受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間	25日	目次	7
						標準経由期間	—日		